

岩手県警察からのお知らせ

「**訴訟最終通知のお知らせの封書**」にも注意して下さい!!

今年、県内では、「訴訟最終告知のお知らせ等と書かれた**ハガキ**が届いた」という架空請求の相談が多数寄せられていますが、10月中旬ころ、県内では初めて

同じような文面の「**封書**が届いた」という相談が寄せられました。

これは、ハガキでは騙しにくくなったと考えた犯人グループが、封書で送りつける方法に手口を変えてきたものと思われています。

封書に書かれている内容はハガキと同様なのですが、

- ・ **封筒に入っていること**
- ・ 封筒の**表には朱色で「重要」などと印影**があること

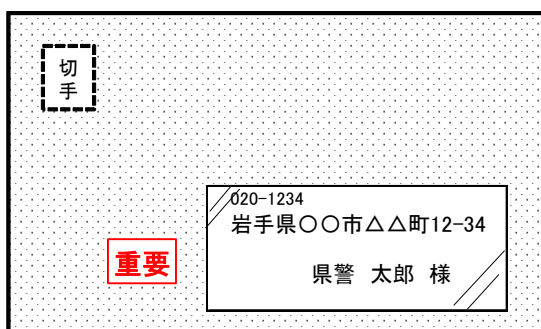
で、より本物らしく見せかけようとしております。

少額訴訟の可能性があるので、封書に書いてある連絡先ではなく、**近くの裁判所に直接確認**して下さい。

「最終期日」などと書いてありますが、落ち着いて下さい。

まずは、家族・警察に相談して下さい。

【県内に届いた封書（イメージ）】



【中に入っている文書（イメージ）】

**総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

平成30年10月〇〇日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
管理番号（あ）123裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。
なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月△△日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関〇丁目△番×号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-1234-5678
受付時間 9:00~19:00 (土日、祝日除く)